

奈 良 県

クビアカツヤカミキリ防除実施計画

令和8年5月

奈 良 県

目 次

1	防除の対象となる特定外来生物の種類	2
2	防除実施区域	2
3	計画期間	2
4	現 況	2
	（１）生活環境・文化財への被害	2
	（２）農業への被害	2
	（３）生態系への被害	2
5	防除の目標	3
6	防除の内容	3
	（１）監視体制	3
	（２）被害情報の収集・発信	3
	（３）本計画に基づく防除の共通事項	3
	（４）被害状況別の防除対策	4
	（５）施設別の防除対策	5
7	防除実施体制	6
	（１）本計画に基づく防除の一部を行う市町村	6
	（２）各主体の連携による防除	6
	（３）各主体の役割	6

1 防除の対象となる特定外来生物の種類

クビアカツヤカミキリ（*Aramia bungii*）

分 類：コウチュウ目・カミキリムシ科

体 長：2～4 cm（成虫）

分 布：中国、朝鮮半島、ベトナムなど

被害樹種：サクラ、ウメ、モモ、スモモなどのバラ科樹木

2 防除実施区域

奈良県全域

3 計画期間

令和8年5月1日から令和18年3月31日まで

＜被害状況及び防除実施状況を把握し、適宜見直しを行う。＞

4 現 況

クビアカツヤカミキリによる全国の被害については、平成24年に愛知県で初めて確認されて以降、平成25年に埼玉県、平成27年に大阪府、群馬県、東京都、徳島県、平成28年に栃木県、令和元年には奈良県、三重県、茨城県、和歌山県で確認されるなど、関東・関西地方を中心に拡大し、令和8年2月末現在、17都府県で確認されている。

県内においては、令和元年に初めて被害が確認され、県北西部を中心に被害が拡大し、令和7年度までに28市町村で被害が確認されている。

（1）生活環境・文化財への被害

多くの県民が利用する公園、学校、公共施設などの場所において、クビアカツヤカミキリによるサクラやウメ、ハナモモなどの被害が確認されている。今後被害の拡大が続くと、景観の悪化や花見が行えなくなるなど、県民の生活に影響が出るとともに、枯死した樹木の倒木や落枝により県民の身体や財産等に被害を及ぼすおそれがある。

また、県内には国指定天然記念物「知足院ナラノヤエザクラ」、同じく史跡・名勝に指定されており、世界遺産でもある吉野山のサクラ、大正11年（1922年）に日本で最初に国の名勝に指定された「月ヶ瀬梅林（月ヶ瀬梅溪）」など、数多くの重要なサクラの古木、名所や梅林などが存在する。令和8年2月現在、すでに吉野山では被害が確認されているが、被害拡大により重要な文化財、かつ重要な観光資源の喪失に繋がることも懸念される。

（2）農業における被害

ウメ、モモ、スモモ、ハナモモ等の園地等において被害が発生している。被害発生ほ場では、被害多発樹の枯死や伐採によって農業経営への影響が生じている。特に、県南部地域に所在するウメ産地においても被害が拡大しつつあることから、県農業担当部局では巡回や啓発活動を実施するなど警戒を強めている。

（3）生態系への被害

令和7年10月、吉野山でヤマザクラの被害が確認された。吉野山のようにサクラが重要な森林構成樹種と

なっている場所で被害が拡大した場合、クビアカツヤカミキリは産卵数が多く放置された被害木は枯死に至る場合が多いため、食害による樹木の枯損が生じるだけでなく、在来の樹幹穿孔性昆虫との餌資源や生息場所の競合が生じることで、森林生態系に影響を及ぼすことが懸念される。

5 防除の目標

県、市町村、民間企業、NPO等団体、県民等が連携し、効率的かつ効果的な防除を行う事で、クビアカツヤカミキリによる生活環境・文化財、農業及び生態系への影響を軽減し、生息分布の拡大を阻止することを目標とする。

6 防除の内容

(1) 監視体制

1) 重要監視地点の監視

クビアカツヤカミキリによる被害地域の拡大を防ぐためには、侵入初期の段階で生息状況を正確に把握し、早期防除を行う必要がある。そのため県は、被害発生地域に近い被害未発生地域に存在し、サクラが群生する名所・観光地等に「クビアカツヤカミキリ重要監視地点」を設定してモニタリングを行う事で、被害拡大の早期発見に努める。

2) ボランティアによる監視

クビアカツヤカミキリの被害は公園や学校、寺社、個人宅、農地等と県内各地で発生しており、行政による被害調査だけでは監視の目が行き届かない。そのため、令和4年度に開始したクビアカツヤカミキリ被害の報告及び幼虫・成虫発見時の防除を行う県民ボランティア活動「サクラ見守り隊」を継続する。県はボランティアの知識、技能の向上のため、防除講習会等を継続的に実施する。

3) 行政機関による監視

市町村は、住民から通報があった場合は、被害情報の聞き取りを行い、必要に応じてフラスの採取・写真撮影等を行った上で、別紙様式1により、県へ被害情報を報告する。報告件数が多い場合は、必要事項を集約した集計表を用いて報告を行う。行政が管理する施設（公園、学校、道路等）にはサクラ、ウメ、ハナモモなど加害を受ける樹種が植栽されていることが多い。行政機関はクビアカツヤカミキリ被害の発生状況に注意を払い、被害を確認した際には上記に準じて県に報告し、県全体の被害状況把握の精度を高める。

(2) 被害情報の収集・発信

県はクビアカツヤカミキリ確認マニュアル（資料1）を公開し、県民及び行政担当者がクビアカツヤカミキリの被害を判断できるように知識の普及啓発を行う。市町村は、住民から通報があった場合は、被害情報の聞き取りを行い、必要に応じてフラスの採取・写真撮影等を行った上で、県へ被害状況を報告する。県は被害情報をとりまとめ、地理情報システム（GIS）による被害発生箇所のプロットと詳細情報の蓄積を行い、被害状況をホームページ等で県民に向けて広く発信することで、防除の機運を高めるとともに、市町村に情報を共有し、効果的な防除を推進する。

(3) 本計画に基づく防除の共通事項

- ・ 防除の対象が幼虫か、成虫かをはっきり意識し、防除対象ステージに適した防除手法を選択す

る。成虫が存在しない秋以降の樹幹散布等、効果が期待できない作業を行わない。

- ・被害木への対処のみでは被害が拡大する傾向にあることから、積極的に予防措置を行う。

- ・伐倒後の被害木を、クビアカツヤカミキリの殺処分を目的に運搬する場合（他市町村に運搬する場合を含む）には、目視で確認できる個体については、運搬する前に確実に殺処分を行い、運搬中にクビアカツヤカミキリが飛散することのないよう、ネットやビニルで厳重に包み逸出防止措置をとる。

- ・クビアカツヤカミキリの殺処分を目的に被害木を保管する場合は逸出防止措置として耐久性のあるビニル等で2重以上に包み、十分な期間保管し、第三者が容易に持ち出すことができないよう管理する。また殺処分する場所への運搬までの期間に保管する場合にも、逸出防止措置を十分に採り、第三者が容易に持ち出すことができないよう管理する。

- ・伐倒や運搬は、可能な限り成虫の羽化、飛散のおそれがない9月から翌4月に確実な逸出防止措置を採った上で実施する。緊急的な防除など、やむを得ず5月から8月に実施する場合は、厳重に梱包するか、閉鎖空間型の車両に積載するなどし、運搬中の確実な逸出防止措置をとるとともに、運搬後は速やかに破碎、焼却、くん蒸等により確実に殺処分する。

- ・防除のための伐倒を行った被害木は、ごみ処理施設やチップ工場等（広域ごみ処理施設や民間施設を含む）において焼却、もしくは1cm以下のウッドチップ化や粉碎を行うなど、クビアカツヤカミキリを確実に殺処分する。なお、搬入する際には各施設の受け入れ条件を確認する、事前連絡をするなど、トラブル無く速やかに処理が行われるよう十分に事前準備を行う。

- ・農薬による防除を実施する場合には、必ずラベルの記載内容を確認し、農薬取締法に基づく使用基準を遵守した上で防除を行う。また、クビアカツヤカミキリの成育ステージに合わせ、効果のある薬剤と方法を選択する。なお、市街地等で農薬による防除を行う場合は、「住宅地等における農薬使用について」（資料2）に従い、近隣住民への周知など、人畜への危害防止と生活環境の保全に配慮する。

（4）被害状況別の防除対策

クビアカツヤカミキリは、定着状況に即した対策を実施することが必要であるため、次に定着状況別の防除対策を述べる。

1）被害確認エリア

被害木が確認された区域を被害確認エリアとする。

クビアカツヤカミキリが侵入してから数年が経過し、すでに定着している区域では、クビアカツヤカミキリの加害によって衰弱、枯死した樹木の落枝や倒木が起きやすく、また成虫の発生源となる被害木が生じやすい。このため、樹木の状態を適切に見極め、二次被害が生じる前に伐倒などを行うことを基本とする。大量のフラスが発生している木は伐倒するか、もしくはネットを何重にも巻く、脱出予定孔を塞ぐなどして新たに成虫が飛散して被害を拡大させることが無いように努める。また、個体群の低密度化を図るため、農薬等の化学的手法、樹幹の被覆などの物理的手法など、各種防除手法を組み合わせることで防除に当たるよう努める。

クビアカツヤカミキリが侵入して間もない区域では、早急に防除体制を整備し、一斉点検を実施するなどして、見落とし等による被害の急拡大を防ぐ。頻繁にモニタリングを行い、フラスを発見次第、幼虫の掘取りやスプレー剤の注入、スポット的な樹幹注入などの処置を行う。被害が増えつつあると感じた場合は、速やかに上述のすでに定着している区域に準じた対応に切り替える。

2) 侵入警戒エリア

クビアカツヤカミキリ成虫が自力で飛翔する距離を勘案し、被害確認エリアから未被害エリアに向けて約3キロメートルの範囲を侵入警戒エリアとする。また、クビアカツヤカミキリが車等に付着して移動することを勘案し、被害確認エリアから伸びる主要道路沿いも侵入警戒エリアとする。

侵入警戒エリアでは、クビアカツヤカミキリがすでに侵入している可能性を踏まえ、早期発見および被害拡大防止に向けた取り組みを行う。

具体的には、被害発生地に通じる道路、駐車場等を中心に定期的な観察を実施し、侵入状況の把握に努める。サクラが連続的に植栽されている河川沿いも同様に警戒する。併わせてクビアカツヤカミキリに関する基礎知識や発見時の連絡方法等について住民への周知啓発を行い、速やかな通報が行われる体制を整備する。また、侵入が確認された際に迅速な防除対応が可能となるよう、必要な防除用具および薬剤を事前に把握しておく。

3) 上記以外のエリア

クビアカツヤカミキリは上昇気流に乗るなどして長距離を移動することがあるため、被害確認エリア・侵入警戒エリア以外であっても、奈良県がホームページで公表している県内被害発生状況に注意を払い、侵入警戒エリアに準じた取り組みを行う。

(5) 施設別の防除対策

施設管理者等は施設の種類に応じて以下の対応を行うことが望ましい。

1) 公園・学校等

上述したとおり、クビアカツヤカミキリの加害によって衰弱、枯死した樹木は落枝や倒木が起きやすい。このため、人身被害が懸念される公園や学校等においては、二次被害が生じる前に伐倒などを行うことを基本とする。

農薬の使用が可能な場合には、使用基準を遵守した上で、樹幹散布や樹幹注入、スプレー剤の注入等による防除を行う。その際、来場者や通行人等への影響を鑑み、農薬の使用回数は最小限度に留めるとともに、「住宅地等における農薬使用について」（資料2）に従い、近隣住民への周知など、人畜への危害防止と生活環境の保全に配慮する。

利用者の健康被害への懸念から農薬散布による防除が困難な場合は、成虫飛散時期より前に樹幹をネットや育樹テープで被覆するなどの物理的防除により被害を抑止するとともに、定期的に巡視を行い、被害が確認された場合には、掘取りやスプレー剤の注入等により駆除を行う。

フラスの発生が止まらず被害が進んだ木は、速やかに伐倒する。成虫飛散の恐れがある場合には、ネットを何重にも巻き付けるなどして脱出防止を図り、成虫を確認次第捕殺する。

2) 農地

農地では、クビアカツヤカミキリ防除マニュアル（農業編）（資料3）を参照し、生産者が日々の農作物の栽培管理を通じた被害の有無の確認、被害が確認された場合の関係機関への連絡、環境への配慮や消費者への安全性を確保した各種防除対策に努める。具体的な対策は以下のとおり。

(ア) 園内では未発生だが、近隣の園地や地域内での発生が始まっている場合

- ・ 成虫発生期に成虫防除薬剤の予防散布
- ・ 産卵、食入防止のためのネット等の樹幹被覆

(イ) 園内で発生が始まったが、被害は初期段階で軽微な場合

- ・ 上記(ア)の予防対策に加え、若齢幼虫の捕殺やスプレー剤による防除
- ・ 羽化成虫の飛散防止を目的としたネット被覆

(ウ) 園内で多発し、大量のフラス排出が認められる場合

- ・ 上記(ア)、(イ)の対策に加え、被害多発樹の伐採を検討

直ちに伐採することが困難な場合は、捕殺や飛散防止のネット被覆を併用するなど、伐採までの応急措置を行う。

3) 森林

大規模にバラ科樹木が生育する森林においては、可能な限り頻繁にモニタリングを行い、被害の早期発見、早期対処に努める。被害木への対処のみでは被害が加速する恐れがあることから、積極的に予防措置を行う。

被害発生地域との位置関係、樹齢、現場の地形やアクセス、周辺の樹種構成、下草や灌木の状況等を総合的に勘案して防除手法を選択する。

農薬を使用する場合には、使用基準を遵守した上で、農薬散布や樹幹注入等による防除を行う。その際、人や生態系への影響を鑑み、農薬の使用回数は最小限度に留めるとともに、「住宅地等における農薬使用について」(資料2)に従い、近隣住民への周知など、人畜への危害防止と生活環境の保全に配慮する。

7 防除実施体制

別添資料4のとおり、県、市町村等の役割分担により防除を実施する。

(1) 本計画に基づく防除の一部を行う市町村

奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・宇陀市・山添村・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・川西町・三宅町・田原本町・曽爾村・御杖村・高取町・明日香村・上牧町・王寺町・広陵町・河合町・吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村

(2) 各主体の連携による防除

クビアカツヤカミキリの被害の軽減と分布域の拡大を防ぐためには、行政(県、市町村)の対応だけでは十分とはいえない。

そのため、民間企業やNPO等、多様な主体が連携を図るとともに、県民の協力も得ながら効果的な防除対策を推進していく。

(3) 各主体の役割

各主体が以下に示す役割を認識し、地域の状況を踏まえた上で、早期発見、早期防除、被害軽減に積極的に取り組むこととする。

<奈良県>

- ・ 被害情報の収集、把握、取りまとめ、発信
- ・ 防除技術に関する検証、情報収集・提供
- ・ 市町村等に対する防除技術指導(防除講習会の開催等)
- ・ 県農業指導機関による果樹等生産者への防除技術指導
- ・ 奈良県クビアカツヤカミキリ防除実施計画の策定及び改訂、広域防除連携計画の策定及び改訂

- ・県庁内関係部局の連携体制の構築
- ・県が管理する施設内での適切な防除
- ・県民等への普及啓発 等

＜市町村＞

- ・市町村域の被害情報の収集、把握、取りまとめ、発信、奈良県・近隣市町村への提供
- ・住民等への防除技術指導
- ・防除対策における庁内関係部局の連携体制の構築
- ・市町村が管理する施設内での適切な防除
- ・住民等への普及啓発 等

＜民間企業（造園事業者等）＞

- ・企業間における被害情報や防除技術の共有
- ・所管施設内での適切な防除 等

＜NGO・NPO等の民間団体＞

- ・多様な主体と連携した防除活動の実施 等

＜小学校・中学校・高等学校・大学等＞

- ・県や市町村との連携による、生徒等への普及啓発
- ・学校施設内での適切な防除 等

＜農業＞（果樹・花木等生産者）

- ・行政への被害情報の提供
- ・果樹等の適切な防除 等

＜県民＞

- ・クビアカツヤカミキリの発見と市町村等への被害情報の提供
- ・行政やNPO等と連携した防除活動への参加（サクラ見守り隊）
- ・所有（管理）する樹木の適切な防除 等

関係資料

資料1 奈良県クビアカツヤカミキリ確認マニュアル

資料2 住宅地等における農薬使用について

資料3 クビアカツヤカミキリ防除マニュアル（農業編）

資料4 奈良県クビアカツヤカミキリ防除体制

様式1 クビアカツヤカミキリ被害報告書